瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所　貸室規程

第１条（目的）

この規程は、瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所（以下「休憩所」という。）の施設のうち、別表に定める施設（以下「貸室」という。）を貸出利用する場合に関して必要な事項等を定めることにより、休憩所の適切な利用の推進を図ることを目的とする。

第２条（貸室の利用）

次の各号に該当する活動を実施する者は、中国四国地方環境事務所長（以下「事務所長」という。）の許可を受けることで貸室を利用することができる。ただし、政治的活動、宗教的活動及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動での施設の利用はできない。

一 瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所の管理運営に関する活動

二 国立公園ほか、環境行政に資する活動

三 施設の地域貢献に資する活動

四 その他、事務所長が適当と認めた活動

２ 貸室の利用日時は、原則として周防大島町地家室園地拠点施設の開館時間から閉館時間30分前までとする。

第３条（貸室の利用申請）

第２条第１項により貸室を利用する者は、「瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所貸室利用申請書」（様式第１号）に所定の事項を記入の上、事前に事務所長に提出し、許可を受けなければならない。

２ 事務所長は、第１項の申請書が提出された際、不適当と認めた場合は、利用を申請した者に対して貸室等を利用させない旨の連絡を行うものとする。

３ 利用を許可された者は、利用の権利を他に譲渡、または、転貸することはできない。その他下記の事項を遵守すること。

一 公序良俗に反しないこと。（大きな音や悪臭を発することを含む。）

二 食事を行わないこと。（周防大島町長が了承した場合を除く。）

三 建物や展示物、備品類などを損傷しないよう、注意をはらうこと。四 危険物を持ち込まないこと。

五 火気の使用は指定された場所で行うこと。六 募金活動、物品の販売等を行わないこと。

第４条（災害等の補償）

多目的室等を利用中に生じた器物損壊、事故及び災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

第５条（利用の中止）

利用者が、この規程に違反、又は多目的室の運営に重大な支障を生じさせたときは、事務所長は、利用の途中であっても当該利用を中止させることができる。

第６条（権限の委任）

事務所長は、第３条第１項、第２項及び第５条に規定する権限を、周防大島町長に委任するものとする。

第７条（その他）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務所長が別に定める。

２ 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

（付 則）

１．本規程は、令和６年１月１９日から施行する。

別表（第１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 諸　元 | 用 途 例 |
| 多目的室（99.51㎡）準備室兼倉庫（20.39㎡） | 多目的室　12.15m×8.19m準備室兼倉庫　7.47m×2.73m | 研修、会議、実習（工作） |

（施設付属品）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 名称 | 数量 |
| 1 | 2人掛けテーブル | 19 |
| 2 | 椅子（スタッキングチェア） | 40 |
| 3 | 演壇 | 1 |
| 4 | ホワイトボード | 1 |
| 5 | 展示パネル | 4 |
| 6 | プロジェクター | 1 |
| 7 | レーザーポインター付きプレゼンテーションマウス | 1 |
| 8 | スクリーン | 1 |
| 9 | マイク | 1 |
| 10 | カセットコンロ | 5 |

様式第１号

瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所

貸室利⽤申請書

中国四国地⽅環境事務所⻑殿

私は、瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所貸室を利⽤したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利⽤⽇時 | 令和　　年　　⽉　　⽇（　　） | 開始 午前／午終了 午前／午 | 後 ：後 ： |
| ⾏事名 | ※ 開催要領、チラシ等ある場合は申請書に添付ください。 |
| 利⽤⽬的 | □瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所の管理運営に関する活動□国立公園ほか、環境行政に資する活動□施設の地域貢献に資する活動□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利⽤⼈数 | ⼤⼈（中学⽣以上） 名 ⼦供（⼩学⽣以下） 名 | 合計 名 |
| 施設付属の備品 | □テーブル、□イス、□演壇、□展示パネル、□レーザーポインター□スクリーン □プロジェクター □ホワイトボード □マイク(講義室のみ)□カセットコンロ、□その他（ ） |
| 提出⽇ | 令和　　年　　⽉　　⽇（　　） | 受付者 |  |
| 提出者（団体名・代表者名） |  |
| 住所 | 〒 − |
| 連絡先 | TEL： ― ―FAX： ― ―E-mail:： ＠ |

殿

瀬戸内海国立公園地家室園地休憩所多目的室の利⽤について、申請の通り許可します。

なお、利用終了時は原状に復し、周防大島町長の確認を受けて下さい。

令和　　年　　月　　日

中国四国地⽅環境事務所⻑

（周防大島町長）